

第13回新発田市入札監視委員会審議概要

開催日及び場所	平成20年7月7日(月)新発田市役所3階会議室	
内 容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あいさつ</li> <li>・議事 <ul style="list-style-type: none"> <li>(1)新発田市下水道工事入札談合事件調査委員会の報告</li> <li>(2)入札制度改革後の入札状況について(報告)</li> <li>(3)抽出工事等の審議について</li> <li>(2)次回委員会開催に伴う抽出委員の指定について</li> <li>(3)その他</li> </ul> </li> </ul>	
委 員 (委員数5名) (出席数5名)	委員長 柳 則行 (弁護士) (出席) 委員 鳴海 惇 (税理士) (出席) 委員 山田 耕太 (大学教授) (出席) 委員 北平 健司 (公募委員) (出席) 委員 二ノ宮 貴子(公募委員) (出席)	
審議対象期間	平成20年1月1日~平成20年4月30日	
抽出案件	8件(対象工事総件数65件)	
制限付 一般競争入札	5件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・松整第1号 松塚漁港東護岸、中央防波堤上部工工事</li> <li>・下補償第1号 新発田北部1号汚水幹線(1117-1他2)管渠工事</li> <li>・地こ受第2号 加治・中倉地区統合保育園用地造成工事</li> <li>・特加単第2号 加治川処理区(2102他5)管渠工事</li> <li>・集福補第6号 農集排福島管路施設その12工事</li> </ul>
公募型 指名競争入札	0件	
通常 指名競争入札	1件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特豊補第1号 月岡処理区(温泉1923-7他)マンホール防食工事</li> </ul>

	随意契約	2件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特加補第6号 加治川処理区(2120他1)管渠工事</li> <li>・特加補第7号 加治川処理区(323-1他1)マンホールポンプ設置工事</li> </ul>
	委員からの意見・質問、それに対する回答	別紙のとおり	
	委員会による意見の具申内容	特になし	
	その他	傍聴者 4名	

意見・質問	回答
<p>1 開会</p> <p>2 あいさつ</p> <p>3 議事</p> <p>(1)新発田市下水道工事入札談合事件調査委員会の報告</p> <p>・(質問・意見等なし)</p> <p>(2)入札制度改革後の入札状況について(報告)</p> <p>・落札率が大きく低下した原因をどう考えているか。</p>	<p>・平成20年新発田市議会6月定例会の行政報告資料(市ホームページの行政報告に掲載)に基づき説明。</p> <p>・5月1日から平成20年度の入札制度改革を実施した。6月からは最低制限価格を設定し、事前公表とした。</p> <p>5月6月分(7月1日入札分まで)あわせると、48件、平均落札率は80.28%である。昨年度の歩切りをしない場合の落札率88.87%と比較すると約8ポイント下がっている。</p> <p>また、低入札価格調査基準額と同額又は下回ったものが6件、最低制限価格と同額で入札したものが5件。参加者数については平均9.16者である。</p> <p>まだ2ヶ月であり、もう少し様子を見ていきたい。</p> <p>また、入札制度については、必要となれば年度内においても変更したいとの市長の意向もあり、更に実績を積み重ねて入札監視委員会でのご意見を賜りたい。</p> <p>・予定価格、最低制限価格、低入札価格調査基準額を事前公表したので、これまでの何も見えない部分での競争と、見える部分での競</p>

<p>・最低制限価格で利益率がどれだけあるかわからないが、これだけ最低制限価格での入札があると、市の積算がまだ高いのではないかとこの考え方もある。</p> <p>・これについては今後も考慮していきたい。</p> <p>( 3 ) 抽出工事等の審議について</p> <p>・談合事件前と後を比較すると、下水道課以外の案件でも談合事件後に落札率が大きく低下している。</p> <p>これが維持するような入札制度を考えていく必要がある。</p> <p>・価格をつり上げるような談合は悪いことだが、地域産業育成のため、適正な価格で各社が契約できるような競争システムはできないものだろうか。</p> <p>・最低制限価格と同額でのくじ引きが何件かあったが、どう評価しているか。</p>	<p>争との違いがあるのではないかと考えられる。</p> <p>また、談合事件が契機になったのではないかと考えられる。</p> <p>・地方自治法上、入札をしなければならないことになっており、競争してもらうのが大前提である。また、競争の結果が市場価格であるという考え方もある。毎年入札制度改革を行い、繰り返し評価、分析して改革を行っている。不正な行為が行われないような制度、公正な競争を求めていきたい。</p> <p>・地方自治法施行令に基づきくじ引きを行っている。</p> <p>新聞では、まじめに積算した努力が無駄になると業者が言っているとの記事もある。</p> <p>最低制限価格を定めたのは、過当競争により、品質が確保されない、業者が疲弊するなどのおそれがあるためである。</p> <p>努力した結果最低制限価格で並ぶということは現実的にあるので、評価はむずかしい。なお、入札価格の根拠となる内訳書を提</p>
---	---

<p>・積算努力が無駄になるというのはどういうことか。</p> <p>・くじ引きとなった各社の内訳書はそれぞれ違うのか。</p> <p>・どういうところが違っているか。</p> <p>・総合評価落札方式では技術点がある。皆同額となるようであれば、総合評価落札方式を多く採り入れ、今後技術点の配点を高くするなど考えられる。</p> <p>・今回の案件では、価格が一番安いところが技術点も高いが、そうでない例もあるか。</p> <p>・技術評価の客観性も重要になってくる。</p> <p>( 2 ) 次回委員会開催に伴う抽出委員について</p> <p>・次回の事案抽出を北平委員に委任。</p> <p>( 3 ) その他</p> <p>・( 質問・意見等なし )</p> <p>4 閉会</p>	<p>出させチェックしている。</p> <p>・落札者となれば施工しなければならないのだから、会社の利益や施工可能かどうかを考えながら入札に臨んでいるはずであり、積算せずに参加することはないと考えられる。</p> <p>・内訳書は各社異なるものが出ている。</p> <p>・工種により一概には言えないが、経費面の考え方が違っている。</p> <p>・技術点の高い者が価格点の高い者を抜いて逆転したものが1件あった。</p> <p>・評価の配点、評価内容については、学識経験者に意見を聴いて行っている。</p>
---	--